

---

# 大阪大学フォーミュラレーシングクラブ安全管理規程

第一版 2010 年 01 月 01 日

第二版 2011 年 01 月 25 日

---

## 【目的】

第 1 条 この規定は、大阪大学フォーミュラレーシングクラブ(以下「チーム」という。)におけるチーム員の安全に関し必要な事項を定め、もってチーム員の事故・災害の防止、および安全管理への高い意識の育成に資することを目的とする。

## 【安全管理者】

第 2 条 チームは、この規定に係る業務を統括管理する者として、1 名以上の安全管理者を置く。

2. 安全管理者は上級生の中から選出する。研究室に配属されている実験系学生が望ましい。

## 【安全管理者の職務】

第 3 条 安全管理者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第 4 条に示す、安全管理会議を開催すること。
- (2) 緊急時に即座に関係者および医療機関への連絡ができるように、関連する連絡先情報を常に携帯しておくこと。
- (3) 第 9 条に示す、チーム員の保険の加入状況の確認、管理を行うこと。
- (4) 上記各号に定めるもののほか、チーム員の安全管理に関し、必要な処置の指揮および業務を行うこと。

## 【安全管理会議】

第 4 条 チームは、安全管理者の招集により、少なくとも年 1 回以上の定例安全管理会議を開く。

2. 定例安全管理会議では、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 前回会議開催時から今回開催時までのチーム活動における安全性の検証、および更なる安全性向上に向けての協議。
  - (2) 第 4 条第 1 項第 1 号における内容を踏まえて、安全管理規定および第 6 条に示す安全マニュアルの改定。
  - (3) 第 6 条に示す安全マニュアルを利用して、全チーム員で基本的な安全ルールの再確認を行うこと。なかでも、安全のための手引を利用しての機械工作作業に関

する安全講習は必ず行うこと。

第 5 条 チームは、活動において事故・ヒヤリハットが起こった場合、安全管理者の招集により早期に臨時安全管理会議を開く。

2. 臨時安全管理会議では、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 起こった事故・ヒヤリハットの内容をチーム員に周知すること。
- (2) 起こった事故・ヒヤリハットの内容を検証し、再発防止にむけての対策を協議すること。また、協議された対策内容を該当する安全マニュアルに加筆すること。

#### 【安全マニュアル】

第 6 条 チームは、工作および走行会など危険を伴う作業に関しては安全マニュアルを作成し、その内容をチーム員に把握させなければならない。

2. 安全マニュアルは、次の各号に掲げる事項に関して作成する。

- (1) 工作機械での作業に関して。
- (2) フォーミュラ車両およびカートなどにおけるドライビングに関して。
- (3) 走行会参加全般に関して。
- (4) チーム活動において車で移動する際の運転に関して。

#### 【安全教育】

第 7 条 チームは、工作および走行会などの危険を伴う作業に関しては、チーム員が作業をする前に必ず該当する作業に対する安全教育を行わなければならない。

2. 安全教育は、主に第条に示す安全マニュアルを用いて、次の各号に掲げる内容で行う。

- (1) 工作機械での作業に関して。
  - イ) 実習工場の管理者による安全講習の受講。
  - ロ) 安全マニュアルおよび大阪大学学生生活委員会が発行する「安全のための手引き」の精読。
  - ハ) 上級生による直接指導。
- (2) フォーミュラ車両およびカートなどにおけるドライビングに関して。
  - イ) フォーミュラ車両に関しては、普通運転免許の取得。カートに関してはライセンス講習の受講。
  - ロ) 安全マニュアルの精読。
- (3) 走行会参加全般に関して。
  - イ) 安全マニュアルの精読。
- (4) チーム活動において車で移動する際の運転に関して。
  - イ) 安全マニュアルの精読。

### 【安全な環境】

第 8 条 チームは、安全かつ良好で快適な活動環境を保持するため、施設設備、機械器具等の安全点検を行うとともに、換気、騒音および照明等の衛生環境の適切な維持管理に努めなければならない。

2. 第 8 条第 1 項に示される施設設備、機械器具等の安全点検は、原則として大会後チーム再編時に行う。

### 【保険】

第 9 条 チーム員は、「学生教育研究災害障害保険」および「学生教育研究賠償責任保険」に加入しなければならない。また、加入していない場合は工作機械等での作業をしてはならない。

2. チームは、大会および走行会などの参加に際し、万が一の事故等に備え適宜必要な保険に加入しなければならない。

### 【緊急事態に対する処置】

第 10 条 チームは、事故・災害等の緊急事態が起こった際の対応を明確化し、慌てることなく迅速に必要な対応ができるように、その内容をチーム員に把握させなければならない。

2. 怪我を伴う事故への基本的な対応は、次の各号に掲げる順番で行う。
  - (1) 周囲の安全確認を行うこと。
  - (2) 救急手当を行うこと。
  - (3) 状況に応じて、救急車・学内の保険センター・近隣の医療機関に連絡し、指示を仰ぐこと。
  - (4) ファカルティアドバイザ、安全管理者、チームメーリングスト、保健センターへの連絡を行うこと。

### 【課外活動に関して】

第 11 条 チームは、課外活動を実施する際は、実施場所および往復路の気象状況等を十分に確認および把握し、危険が予測される場合は中止する判断を行うなど、無理のない安全な計画による活動を心掛けなければならない。

2. チームは、課外活動を実施する際は、事前に顧問教員(ファカルティアドバイザ)に連絡し、了解を得ておかななければならない。

附則

この規程は、2011年01月25日から施行する。